

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【公表番号】特表2016-531078(P2016-531078A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-541954(P2016-541954)

【国際特許分類】

C 01 B 39/48 (2006.01)

【F I】

C 01 B 39/48

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月25日(2016.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) (1) ケイ素酸化物の少なくとも1種の供給源 ; (2) ホウ素、アルミニウム、及びそれらの混合物から選択される3価元素(X)の酸化物の1種以上の供給源 ; (3) 周期表の1族及び2族から選択される元素(M)の少なくとも1種の供給源 ; (4) 水酸化物イオン ; (5) N, N-ジメチルアゾナニウムカチオン(Q) ; 及び (6) 水を含有する反応混合物を調製すること ; 並びに

(b) 前記反応混合物を、ゼオライトの結晶を形成するのに十分な結晶化条件下に維持すること

を含み、

この反応混合物が、モル比換算で、以下の組成を有する、
ゼオライトSSZ-35を調製する方法。

【表1】

SiO ₂ / X ₂ O _n	20 から 60
M / SiO ₂	0.03 から 0.40
Q / SiO ₂	0.05 から 0.40
OH / SiO ₂	0.15 から 0.40
H ₂ O / SiO ₂	20 から 50

【請求項2】

前記ゼオライトが、モル比換算で、以下のよう、合成したままで且つ無水状態における組成を有する、請求項1に記載の方法。

【表 2】

SiO ₂ / X ₂ O ₃	20 から 60
Q / SiO ₂	0.01 から 0.10
M / SiO ₂	0 から 0.04

【請求項 3】

前記結晶化条件が、 125 と 200 との間の温度を含む、請求項 1 に記載の方法。